資料 1

鴨川河川敷における喫煙・タバコのポイ捨てについて

◆ 京都市の条例について

① 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

② 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

区分	禁止等の状況
①路上喫煙	市内全域で禁止されているが、鴨川河川敷は1,000円の過料徴収区域に入っていない。
②タバコのポイ捨て	市内全域で禁止されているが、違反した場合、罰金(30,000円以下)に処せられる美化推進強化区域は、賀茂大橋～五条大橋間のみ。

平成１９年６月１日
条例第２号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は，路上喫煙等の禁止等により，路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り，もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　路上喫煙等　道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において，たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし，道路交通法第２条第１項第９号に規定する自動車（同法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

⑵　道路等　道路，公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

（本市の責務）

第３条　本市は，路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに，路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

（市民等及び事業者の責務）

第４条　市民等は，路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

２　市民等及び事業者は，路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

（路上喫煙等禁止区域の指定）

第５条　市長は，市民等の身体及び財産への被害を防止し，並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

２　前項の規定による指定は，期間又は時間を限って行うことができる。

３　市長は，路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは，あらかじめ，第７条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は，路上喫煙等禁止区域を指定したときは，これを告示するとともに，当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に，別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

５　路上喫煙等禁止区域の指定は，前項の規定による告示によってその効力を生じる。

（路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止）

第６条　何人も，路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

（審議会）

第７条　路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べるため，京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第８条　審議会は，委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

（委員の任期）

第９条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（委任）

第１０条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

（罰則）

第１１条　第６条の規定に違反した者は，２，０００円以下の過料に処する。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第１１条の規定は，市規則で定める日から施行する。（平成２０年３月２７日規則第７４号で平成２０年６月１日から施行）

京都市
CITY OF KYOTO

STOP SMOKING ON THE STREETS

路上喫煙等禁止
京都市

京のまちにふさわしいマナーを。

Please have good manners for Kyoto city.

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例では，市内全域で路上喫煙を禁止しています。

路上喫煙等禁止
京都市

Stop Smoking On The Streets
路上抽菸禁止
Wenn Sie das Rauchen auf der Straße
Caddesi'nde Sigara Durdur
Бросить курить на улице

Arrêter de fumer dans la rue
노상흡연금지
Vietato fumare per strada
Berhenti Merokok Di Jalan
（"路上喫煙禁止"を13箇国語で表記しています）

路上吸烟禁止
Dejar de Fumar En La Calle
التوقف عن التدخين في الشارع
หยุดสูบบุหรี่บนถนน

過料徴収区域

Public Nonsmoking Area

過料徴収区域
Public Nonsmoking Area

喫煙場所
Smoking Area

市内中心部 Downtown Kyoto City

清水・祇園 地域 Kiyomizu and Gion area

京都駅 地域 Kyoto Station area

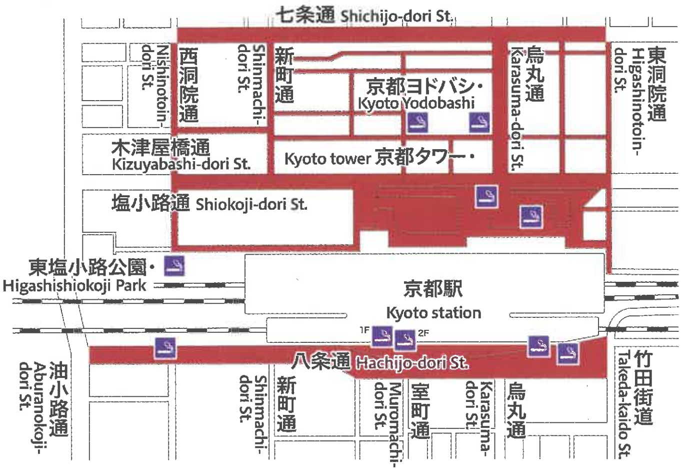

特に人通りが多く，やけど等の危険性が高い地域を過料徴収区域として指定しています。
上記の区域で路上喫煙をすると ¥1,000 の過料を徴収します。

The City of Kyoto prohibits smoking in public outdoor places within the city limits.
A fine of ¥1,000 will be collected from anyone found smoking within this area.

京都市禁止在本市行政区域内的任何马路上吸烟。
凡在“罚款征收区域”的马路上吸烟的，均处以1000日元的罚款。

京都市禁止在市內任何地區的路上吸菸。
若在「過料(罰款)徵收區域」內的路上吸菸，將被處以1000日圓的罰款。

교토시는 시내 전역에서 노상 흡연을 금지하고 있습니다.
‘과태료 징수 구역’ 안에서 노상 흡연하면 과태료 1,000엔이 부과됩니다.

京都市 路上喫煙

喫煙はマナーを守って，決められた場所で行いましょう。
Please smoke at the designated section and keep to the manners.

発行：京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課　発行年月：平成28年8月　京都市印刷物 第284411号

○京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

昭和56年10月16日条例第19号(制定)　平成9年6月18日条例第12号

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は，都市の美化を推進し，及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため，飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進(以下「飲料容器等の散乱の防止等」という。)に関し必要な事項を定め，もって，美しく，かつ，快適な生活環境の保全，国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　飲料容器　飲料を収納し，又は収納していた容器をいう。

(2)　吸い殻等　たばこの吸い殻，紙くず，廃プラスチック類その他これらに類する飲料容器以外の物で，容易に投棄され，かつ，その散乱した状態が都市の美化を妨げるおそれのあるものをいう。

(3)　～(6) 略

第3条～第6条　略

(投棄の禁止)

第7条　何人も，みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

第8条　略

第9条　市長は，特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化区域として指定することができる。

2～3　略

第9条～第28条　略

第29条　美化推進強化区域内において，第7条の規定に違反して，みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者は，30,000円以下の罰金に処する。

第30条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して，第26条から第28条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して，各本条の刑を科する。

以下　略

(施行期日)

1　この条例は，平成27年7月1日から施行する。

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

昭和56年10月16日　条例第19号(平成27年7月1日施行)

ここは美化推進強化区域です
This is a Beautification Enforcement Area. By law you are prohibited from disposing of litter in an irresponsible manner.
这里是美化推进强化区域
이곳은 미화 추진강화 구역입니다.
● ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てはやめましょう
Please dispose of trash and cigarette butts thoughtfully
不要乱扔烟头、垃圾。
담배꽁초, 쓰레기를 함부로 버리지 맙시다
● 行楽のごみは持ち帰りましょう
Please take all trash with you when you leave
出游垃圾带回家。
행락 쓰레기는 버리지 말고 되가져 갑시다
京都市まちの美化推進事業団